福井剣連第１４２号

令和６年１月２５日

福井市剣道連盟会員　様

（一財）福井県剣道連盟

会長片山外一

福井市剣道連盟

会長　荻原昭人

剣道六・七・八段審査会について

時下、貴台にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本連盟の事業にご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、みだしの審査会が別紙の通り開催されますので、希望される方は下記の通り申し込みくださいますようお願い申し上げます。

記

1． 申　　込

（1） 方　法　審査申込書および審査料を福井市剣道連盟事務所に提出してください

なお、県剣道連盟へ直接申込まれても受理されませんのでご注意ください。

（2） 締　切**令和６年３月７日（木）**

（3） 申込先　**福井市剣道連盟事務所**

〒910-0018　福井市田原１－１－２４

　　　　　　　　　　　　　電話・FAX 0776-24-2805

　　　　　　　担当　相模宏二郎

（4） その他　審査申込書は、段位ごとに所定の用紙にご記入ください。

　　　　　　 六・七段受審希望者は受審会場を、八段受審希望者は１日目・２日目を　　　　　　　必ず記載してください。

2． 審 査 料（含む消費税）

六段を受審する場合は11,600円

七段を受審する場合は16,500円

八段を受審する場合は22,600円

3． 剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更について

　　令和6年4～5月実施の剣道七段・六段審査会（京都府・愛知県・北海道）に申込みをしている者で各地区剣道連盟より①名前②受審段位③変更前会場④変更後会場を記載した変更通知を4月11日（木）までに福井県剣道連盟に提出した者。

4．剣道八段・七段・六段、申込み締切り後の取り消し返金について

返金受付期日

１　剣道八段・七段・六段審査会（京都府）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、4月18日（木）まで。

２　剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、4月30日（火）まで。

３　剣道七段・六段審査会（北海道）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、5月9日（木）まで。

※　上記（１・２・３）いずれも、地区剣道連盟より①名前②受審段位③受審会場を記載した返金申し出を福井県剣道連盟に提出した者。